

野々市市子ども読書活動推進計画（第三次）

（案）

ののいち子ども読書活動4か条

の びる子みんな大好き 読書の時間

の ーテレビ のーネット 広がる家読家族^{うちどく}

い のちと知をつなぐ 大人への読書

ち からを合わせて 楽しい図書ボランティア

令和2年2月

野々市市教育委員会

野々市市子ども読書活動推進計画（第三次）内容

○野々市市子ども読書活動推進計画（第三次）概要（図）

- 1 計画の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
策定の目的、本市の状況、第二次計画における主な成果・課題・評価、計画の概要（位置づけ、期間、対象等）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 基本方針（基本施策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - （1）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進
 - （2）子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実
 - （3）子どもの読書活動に関する啓発
- 用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - （1）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進
 - 第1期 乳幼児期（概ね0～2歳）・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - 第2期 幼児期（概ね3～5歳）・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - 第3期 学童期（概ね6～12歳）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 第4期 青年前期（概ね13～15歳）・・・・・・・・・・・・ 15
 - 第5期 青年中期（概ね16～18歳）・・・・・・・・・・・・ 17
 - 特別な支援が必要な子ども（0～18歳）・・・・・・・・ 19
 - （2）子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実
 - ①ハード面の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - ②人的体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - （3）子どもの読書活動に関する啓発
 - ①保護者及び子どもの身近な大人への啓発・・・・・・・・ 25
 - ②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発（行動指針）・・・26
 - ③計画の周知、広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - （1）市子ども読書活動推進連絡会
 - （2）点検と評価

○添付資料

野々市市子ども読書活動推進計画（第三次）概要（計画期間 令和2年度～6年度）

趣旨

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、全庁の関係部署・機関・施設が行う施策の方向や具体的な取組を示す。

【実施主体】

教育委員会部局及び市長部局の関係課、地域の教育機関（小中学校、高校、公民館等）、福祉施設等（保育園等、子育て支援センター、児童館）を主体とし、ボランティア等と連携を図りながら実施する。

◆本市の状況

- 子どもの図書を利用できる地域の施設の整備
子育て支援センター、児童館、公民館等が市内各地区に設置されている。新市立図書館「カレード」、公民館「カミーノ」が開館し、子どものための図書を利用できる施設が増えた。
- スマートフォン、タブレット端末等の普及
全国的に児童・生徒のスマートフォンの利用率は年々増加傾向にあり、本市でも児童・生徒の多くが情報通信機器を利用するようになった。

◆主な課題

- 新市立図書館のサービスの充実
これまで蔵書やスペースの不足から十分に行えなかった各種取組の全面的な改善及び充実が必要。
- 関係機関・団体への支援
各機関で取組がしやすくなるよう、市立図書館によるノウハウやサービス提供の支援が必要。
- 保護者への啓発の充実
子どもにとって最も身近な大人である保護者への情報提供と啓発は特に重要。

今回の改正のポイント

- 市立図書館（カレード）を中心とした取組の強化
- 取組の担い手となる大人の意識の向上
- 発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

基本施策（1）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

第1期 乳幼児期 (生まれる前を含む 概ね0～2歳)	第2期 幼児期 (概ね3～5歳)	第3期 学童期 (概ね6～12歳)	第4期 青年前期 (概ね13～15歳)	第5期 青年中期 (概ね16～18歳)	特別な支援が必要な子ども (0～18歳)
【施策の方向性】 ○子どもが本と出会う機会をつくる ○すべての親子に働きかける ○家庭での読み聞かせを推奨する	○子どもが読書を楽しむ機会をつくる ○家庭での読み聞かせを推奨する	○本を読み活用する力を育てる ○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○図書館等への来館を促す	○本を読み活用する力を育てる ○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○働きかけを行う側に立つ機会をつくる	○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○働きかけを行う側に立つ機会をつくる	○図書の利用を支援する ○子どもの本が利用できる施設の利用を支援する
【具体例】 読み聞かせ、おはなし会、ブックスタート、プレバママのおはなし会など	読み聞かせ、おはなし会、図書の貸し出しなど	図鑑や科学絵本を楽しむ機会を増やす、朝読、家読、図書館での催事の開催など	調べる学習、読書感想文、朝読、図書館での職場体験、POPづくりなど	Web情報を含む情報提供、電子書籍、年少者に読み聞かせる取組、ビブリオバトルなど	外国語の本、視覚障がい配慮した資料、英語のおはなし会の開催など

基本施策（2）

子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実

①ハード面の充実

- 市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境をつくる
- 市立図書館の図書の充実を図る
- 団体貸出、相互貸借の推進を図る
- 市立図書館による地域の施設の活動を支援する

②人的体制の整備

- 職員の能力の向上を図る
- 連携事業を開催する
- 図書ボランティアの発掘・育成を行う
- 図書ボランティアの活動を支援する

基本施策（3）子どもの読書活動に関する啓発

①保護者及び子どもの身近な大人への啓発

- 保護者が子どもの読書に触れる機会をつくる
- 家庭での読書を推奨する

②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発（行動指針）

③計画の周知、広報

- 広く市民を対象としたPRを行う
- 「ののいち子ども読書の日」を実施する
- 「ののいち子ども読書活動4か条」の活用を図る

行動指針

- ★いつでも取り出せる所に、子どものための本を置いておく
- ★子どもの本を利用できる地域の施設に子どもを連れて行く
- ★本を読んだことを褒めてあげる、読み終わられるように励ます
- ★本を読んで、感想をみんなで話し合う…など

(加えて子どもの読書に関わる機関の参考となる情報の提供を行う)

1 計画の主旨

【策定の目的】

子どもの読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、全庁の関係部署・機関・施設が行う施策の方向や具体的な取組みを示し、市民とともに子どもが読書を通して豊かな人格を形成できる地域社会を創り出すことが、本計画策定の目的です。

【本市の状況】

(1) 子どもの図書を利用できる市内の施設の整備

子どもの図書を利用できる地域の施設としては、子育て支援センター、児童館、公民館等があり、これらの多くでは、子どもの本の貸出を行っています。0歳児に絵本を贈るブックスタート事業等により、家庭における読書への関心が高まり、絵本を借りたい時には、市内の各地区にある最寄りの施設を利用する人が増加しています。平成31年4月に開館した公民館その他の複合施設「にぎわいの里ののいち カミーノ」にも、貸出図書のコーナーと親子がくつろいで読み聞かせを楽しめるスペースが新設され、多くの方に利用されています。

小中学校では、図書館のリニューアルが一層進み、児童生徒がより快適な環境で、読書を楽しめるようになりました。令和元年度には、小中学校の図書館システムが更新され、図書館職員が市内全7校分の蔵書を一括して検索できるようになりました。この機能向上により、学校間の図書の貸借が促され、これまで以上に、学習等で使用する図書を迅速かつ豊富に提供し合うことによる効果が期待されます。

本市の子どもの読書環境に関して、第二次計画策定後の最も大きな動きとしては、平成29年11月に、市民が長年待ち望んだ、図書館と市民学習センターの大型複合施設「学びの杜ののいち カレード」が開館したことが挙げられます。

児童スペースの、筒形の昇降幕「パオ」を備えた夢のあるおはなし会コーナーでは、読み聞かせイベントが盛んに行われています。ギャラリースペースや音楽スタジオや創作スタジオ等の諸室では、日々、様々な展覧会やワークショップが行われており、子どもたちが図書館に足を運ぶきっかけを生み出しています。

施設面積や蔵書数の増大に加え、開館時間も午前9時から午後10時までと長くなり、子どもの読書活動を支える大人にとっても利便性が向上しました。

高齢者を含む多くの市民が、絵本の読み聞かせや、書架の整理、イベントの企画、傷んだ図書の補修など、図書館運営のサポート活動に、熱意をもって取り組んでいます。

来館者数は、当初予想した年間30万人をはるかに上回る年間50万人を超えました。貸出人数は年間約14万人で、人口の約2.7倍、旧市立図書館の約5倍となりました。これからも、その機能を十分に活かした取組を行い、子どもからお年寄りまで幅広い

年代の市民の読書活動の拠点となることが期待されています。

(2) スマートフォン、タブレット端末等の普及

近年の情報通信手段の普及が進み、全国的な傾向として、児童生徒のスマートフォンの利用率が年々増加しており、1日の平均使用時間も、小学校、中学校、高校と進むにつれて、長時間化する傾向が見られます。スマートフォンの専用率によれば、インターネットを利用する中学生の8割弱、高校生のほぼすべてが、専用のスマートフォンを所持しています。(注1)

本市独自の調査では、スマートフォンを所持する小中学生の割合は1割程度ですが、7割程度の小中学生が、情報端末機器を1日1時間以上利用している実態から、本市においても、スマートフォン、タブレット端末に類する情報端末の利用が、青少年の読書環境に影響を与えている可能性が考えられます。(注2)

情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響について、国では実態の把握・分析を始めており、本市でも、その調査結果を参考にしながら、適切な取組を行っていく必要があります。

(注1) 平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査(内閣府)

(注2) 「情報端末」の所有と管理に関するアンケート結果について(野々市市PTA連合会、2019年)

【第二次計画における主な成果・課題・評価】

《主な成果》

ア 調べる学習コンクールの出品作品数の増加

小中学校において、思考力・判断力・表現力を発揮する場として行われる「図書館を使った調べる学習コンクール」の出品作品数が大幅に増加しました。幼児期からの読書活動の積み重ねが活かされる取組であり、年々作品の質も向上しており、これまでに全国コンクールで入賞する作品も多数ありました。

イ 新市立図書館(学びの杜ののいち カレード)の開館

平成29年11月に開館した「学びの杜ののいち カレード」は、延べ床面積5,695.76㎡(旧図書館の約7倍)、蔵書冊数は開館時で約13万冊(旧図書館の約2倍)、収蔵能力25万冊の規模を持ち、今後、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境づくりを進める上で、本市における中心的な役割を担う施設となります。

ウ 「ののいち子ども読書の日」における催しの開催

子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けた「ののいち子ども読書の日」の期間中に、市内の子どもの読書に関わる施設の多くで、おはなし会等の催しが開催され、

毎年のべ3千人を超える子どもたちが参加しています。

《主な課題》

ア 新市立図書館（学びの杜ののいち カレード）のサービスの充実

これまでの市立図書館では、読書離れにより、図書館利用も少なくなりがちな小学校高学年児童や中学生、高校生等を対象とした行事が、十分に開催できていませんでした。また、障がいのある子どもや、外国語を母国語とする子どもの来館利用は、あまり多くありませんでした。

新図書館では、以前には蔵書の不足やスペースの問題等から十分に行えなかった各種取組の、全面的な改善、充実が求められます。また、市内に唯一の公共図書館として、専門性を要するサービスにも対応し、子どもが進んで利用したくなる図書館の環境づくりをしていく必要があります。

イ 取組を担う関係機関・団体への支援

子どもの読書に関わる機関の一部では、人手不足やノウハウの不足により、十分な取組が出来ていない実態がありました。その一因として、取組を担当するスタッフに対する本計画の趣旨の説明不足があったと考えられます。スタッフの負担を少なくして取組が行われるよう、市立図書館の協力が求められます。一方、読み聞かせや図書整理といった形での、ボランティア活動の場を提供することで、地域における読書環境がより良くなることも考えられます。各機関でボランティア活動が行われるよう、スタッフに働きかけていくとともに、市立図書館によるボランティアへの活動支援も重要になります。

ウ 保護者への啓発の充実

「ののいち子ども読書の日」の取組の実施に当たって、市広報やインターネットを通して、広く市民に告知を行いました。さらに、保育園等と小学校では、すべての保護者にチラシを配り、啓発活動に力を入れたところ、開催したイベントにはとても多くの子どもが参加しました。子どもの読書活動を推進するには、子どもへの働きかけも大事ですが、最も身近な大人である保護者の関わりが欠かせないことが示されています。子どもの読書に関わる機関において、改めて保護者の役割の重要性を共通理解し、働きかけを行っていく必要があります。

《評価》

一次・二次評価結果については、「野々市市子ども読書活動推進計画（第二次）の評価結果に関する資料」にまとめました。

【計画の概要】

ア 位置づけ

国は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画を定めました。さらにその成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、継続的に見直しを行っています。

県も、その趣旨に沿って、「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、見直しを続けています。

本市においても、国の法律に基づき、国・県の計画を踏まえて、「野々市市第一次総合計画」、「野々市市教育ユニバーサルプラン」やその他関連する計画との整合性を図り、本計画を策定します。

イ 計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度までの5か年計画とします。ただし、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しをします。

ウ 対象年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

エ 実施主体

国が定める基本計画の基本的方針に則り、子どもの読書活動推進には地域社会全体の参画と連携が重要であるという考え方に基づいて、市教育委員会部局のみならず、市長部局も主体とし、地域の教育機関、福祉施設等との連携を図ります。

2 基本方針（基本施策）

（1）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

各発達段階における子どもの特性と読書との関わり方、第二次計画の取組から見えてきた現状と課題、その発達段階における読書活動の推進及び課題の解決を実現するための施策の方向性と具体例を示します。

働きかけを、どの実施主体が、どのように行うかを示し、適切な評価を行うため、各施策の達成状況を示す評価指標を設けます。

（2）子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実

子どもが読書活動に取組みやすい環境を整備するために、各実施主体が行う施設や設備等に関する取組、子どもの読書を支える人や組織に関する取組を示します。

（3）子どもの読書活動に関する啓発

子どもの読書活動の意義と重要性に関する理解を、市内のすべての保護者及び子どもの身近な大人、市民全体に広く行きわたらせるための各実施主体が行う取組を示します。

また、保護者及び子どもの身近な大人が、子どもに働きかけを行うための指針を示します。

【用語の説明】

(施設に関する用語)

保育園等

保育園及び認定こども園を示す。

学校等

ここでは、小学校、中学校、高校、保育園等を示す。

公民館等

生涯学習課所管の公民館、女性センターを示す。

地域の施設

ここでは、学校等を除く子どもの読書に関わる施設を示し、具体的には保健センター、子育て支援センター、児童館、公民館、女性センター、市立図書館をいう。

すべての施設

ここでは、子どもの読書に関わるすべての施設を示し、具体的には保健センター、子育て支援センター、児童館、公民館、女性センター、市立図書館、小学校、中学校、高校、保育園等をいう。

(その他)

朝読(あさどく)

小中学校や高校で、朝の始業前の10分程度の時間を、読書の時間に充てる取組で、「朝の読書」「朝読書」ともいう。子どもたちが落ち着いて授業を受けられる、集中力が身に付く、読解力が向上する等の効果があると言われる。

家読(うちどく)

家庭で行う読書という意味で、読書を通して家族のコミュニケーションを深める取組をいう。家族が同じ本を読む、またはそれぞれ異なる本を読んで、感想を話し合うなどさまざまな方法がある。

学校司書

学校図書館法の規定により、学校図書館の管理やサービスを担うために配置された専任の職員。

カレードサポーター

図書ボランティアのうち、学びの杜ののいち カレードで活動する人を示す。

図書ボランティア

図書に関わるボランティア活動全般、またはそれに携わる人を示す。具体的な活動としては、図書の整理、破損した本の修復、読み聞かせ、催しの手伝い等がある。

ビブリオバトル

書評をテーマとしたゲームの一種で、2007年に京都大学から広まったものをいう。発表者が持ち寄ったおすすめの本を、1人あたり5分間で観客に紹介し、最後に参加者全員の投票により、「最も読みたくなった本」を選ぶ。

ブックスタート

地域の0歳児検診に訪れた親子に、読書の楽しさや大切さを伝える取組。乳児ひとりひとりに絵本が手渡される。

本市では、保健センターで月2回行われる7か月児相談の会場で、ボランティアが、おすすめの本や子育てに役立つプリント等を入れた「ブックスタートパック」を親子に手渡している。

プレパパママ

初めて父親・母親になる妊娠期の親のことをいう。

POP（ポップ）

図書館で使うPOPは、おすすめしたい本を紹介するためのツールで、本のあらすじや見所、キャッチコピー、イラストなどが書かれたカードをいう。

3 実施計画

(1) 発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

第1期 乳幼児期（概ね0～2歳）

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・保護者とのスキンシップや温かな言葉かけによって、愛されていることを感じ、言葉を覚え、感性が育まれる時期です。
- ・初めて本に出会う時期です。この時期の子どもは、身近な大人がおはなしを語って聞かせたり、絵本を読み聞かせたりする中で、読んでもらうことの楽しさを知っていきます。
- ・一日の大半を家庭で過ごすため、その読書環境の充実については、保護者の対応に委ねられます。育児の孤立化が社会問題となっていますが、地域に出かけることで、子どもの読書活動を支える市民との交流も生まれます。なお、この時期から保育園等に通い始める子もいます。

◎現状と課題

(現状)

保健センターでは、妊娠中の母親と父親が、出産・育児について学ぶ講座を開催しています。また、7か月児相談に参加した親子に絵本を手渡し、読書の大切さを伝える「ブックスタート」を行っています。

保育園等では、クラス絵本の活用や園文庫の貸し出しを行っています。

市立図書館や子育て支援センター等で、乳幼児の親子のためのおはなし会を行っています。

(課題)

保護者の関心の度合いが、子どもの読書環境に大きく影響することから、妊娠期を含む保護者への働きかけが重要です。

◎施策の方向性

- A 子どもが本と出会う機会をつくる
(具体例 読み聞かせ、おはなし会、ブックスタート)
- B すべての親子に働きかける
(具体例 ブックスタート、プレパパママのおはなし会)
- C 家庭での読み聞かせを推奨する
(具体例 図書の貸出)

◎評価指標 (「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

指標名	施策の方向性	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	実施主体
ブックスタートパックの手渡し率	A、B、C	98%	98%	市立図書館、(保健センター 協力)
乳幼児の親子を対象とした読書に関する催しに参加した子どもの数の合計	A	約1,900人	約2,000人	子育て支援センター、児童館、市立図書館

◎発達段階をまたぐ指標 (統計値を当該時期に限定して取得できない場合)

子ども向け(第1～2期)の本の貸出冊数の合計	C	約12,000冊	約15,000冊	保育園等
子ども向け(第1～3期)の本の貸出冊数の合計		約800冊	約900冊	児童館
0～6歳の子どもに対する貸出冊数		44,184冊	50,000冊	市立図書館
第1～4期の子どもに対する貸出冊数の合計		約700冊	約1,100冊	公民館等

【これまでに本市のブックスタートで手渡された絵本の例】

0歳児への読み聞かせに適した絵本の一例です。絵本の紹介文は、ブックスタートの際、親子に配布したブックリストに掲載したものを引用しました。

『もこもこもこ』 谷川俊太郎 // 作、元永定正 // 絵、文研出版

読む人、聞く人、それぞれに違った意味が生まれる抽象画のよう。きれいな色、ふしぎな形、おかしな音の連続を楽しんで。大人にはよくわからないが、子どもにはなぜか喜ばれる、赤ちゃん絵本の代表格。

『ぴょーん』 まつおか たつひで // 作 絵、ポプラ社

かえるが、うさぎが、にわとりが、ふんばって、次のページでぴょーんとはねます。生きものが思いっきりとび上がった瞬間を躍動感たっぷりに描く。赤ちゃんをぴょーんと持ち上げて遊んでも。

『がたんごとんがたんごとん』 安西 水丸 // さく、福音館書店

がたんごとんという言葉自体にリズムがあるので、音読に慣れていないという方にもおすすめ。読み聞かせ上手になりますよ。子どもの好きなものを乗せて走る汽車。鉄道好きのパパには特におすすめ。

『じゃあじゃあ びりびり』 まつい のりこ // 作 絵、偕成社

身の回りにはいろんなものがあふれている。あらためて見てみると、それぞれおもしろいかたち、色、音を持っているんだ。わたしたちには見慣れたものでも、赤ちゃんにとっては新鮮味のあるものばかり。

『いない いない ばあ』 松谷みよ子 // 文 瀬川康男 // 絵、童心社

いないいないばあは、赤ちゃんが退屈したときの遊びの定番。そしてこの絵本も、赤ちゃん絵本の定番中の定番。1967年に刊行され、親子2代で愛読された方も多いか…

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・自分でできることが徐々に増え、いろいろな物事に関心を示すようになる時期です。人間関係の基盤となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。
- ・徐々に物語性のある本を楽しめるようになります。幼児期に読んだ本は、大人になってからも心に残り、生涯の支えとなる場合もあります。まだ自らの意志で地域の図書館に行くことも、本を借りることもできず、自分に合った本を選び取る力も十分ではありませんが、読んでもらって楽しかった経験を持つ子どもは、また読んでほしいと周囲の大人に伝えます。読書が習慣として身に付き始める時期です。
- ・多くの子どもが保育園等に通うようになり、生活の場が家庭の外へと広がります。そこで新たな本と出会い、読書に対する興味をさらに広げていきます。

◎現状と課題

（現状）

保育園等では、読み聞かせや、子どもが園の活動等を通して読書に親しめる取組を行っています。児童館や市立図書館等では、おはなし会や、子どもが読書に関心を持つきっかけとなる催しを行っています。

（課題）

公民館等や一部の児童館で、この時期の子どもの来館が少ない傾向がみられます。第1期の子ども同様に、保護者の関心の度合いが子どもの読書環境に大きく影響を与える時期であることから、保護者への働きかけも重要です。

◎施策の方向性

- A 子どもが読書を楽しむ機会をつくる
（具体例 読み聞かせ、おはなし会）
- B 家庭での読み聞かせを推奨する
（具体例 図書館の貸出）

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

指標名	施策の方向性	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	実施主体
幼児を対象とした読書に関する催しの参加者数の合計	A	約1,500人	約1,700人	児童館、公民館等、市立図書館

◎**発達段階をまたぐ指標** （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

子ども向け（第1～2期）の本の貸出冊数	B	p.10を参照	保育園等
子ども向け（第1～3期）の本の貸出冊数			児童館
0～6歳の子どもに対する貸出冊数			市立図書館
第1～4期の子どもに対する貸出冊数			公民館等

【市立図書館が所蔵する大型絵本・紙芝居】

市立図書館では、大人数への読み聞かせに適した大型の絵本や紙芝居を多数所蔵しており、貸し出しも行っています。

〔大型絵本の例〕

- 『そらまめくんのぼくのいちにち』 なかや みわ // さく、小学館
- 『みんなうんち』 五味 太郎 // さく、福音館書店
- 『もったいないばあさん』 真珠 まりこ // 作・絵、講談社
- 『ぼくのくれよん』 長 新太 // おはなし・え、講談社
- 『100かいだてのいえ』 いわい としお // 作、偕成社
- 『はらぺこあおむし』 エリック カール // さく、もり ひさし // やく、偕成社

〔大型紙芝居の例〕

- 『おおきくおおきくおおきなあれ』 まつい のりこ // 脚本・画、童心社
- 『したきりすずめ』 松谷 みよ子 // 脚本、堀内 誠一 // 絵、童心社
- 『台風がきたぞ』 千世 繭子 // 脚本、久住 卓也 // 絵、童心社
- 『もみもみおいし屋さん』 とよた かずひこ // 脚本 // 絵、童心社

◎この時期の特性と読書との関わり方

（小学校低学年）

- ・読み書きの基本を学び、自分で本が読めるようになります。
- ・言葉や文章を理解する力は未熟なため、理解を助ける上で読み聞かせが役立ちます。
- ・読む本を自分で選ぶ機会が増えてきます。本を読んだ感想を家族や友だちと話し合うことができるようになります。

（小学校中学年）

- ・同年代の仲間とのつながりを深めていく時期です。
- ・必要な情報を本から得て、考えをまとめる力を身に付けていきます。
- ・自ら進んで地域の子どもの本を貸し出す施設を利用し、本を借りることができるようになります。

（小学校高学年）

- ・物事のある程度客観的に捉えられるようになり、抽象的な概念を理解できるようになってきます。
- ・長い文章を含む本も読むようになるため、一冊を読み終えるために要する時間がこれまでより長くなります。読み聞かせが上手になります。
- ・習い事や遊びに忙しく、読書に費やす時間が少なくなり、読書離れが始まる時期と言われます。なお、学年を問わずこの時期の子どもは、日常生活の大半を学校で過ごすため、学校図書館が本を利用するための最も身近な施設となります。

◎現状と課題

（現状）

小学校では、日頃の授業や活動を通して、子どもが本を読み活用するために必要な様々な力を育てています。また、全校一斉の読書活動である「朝読」を行っており、読書を通して家族のきずなを深める「家読」も推奨しています。学校図書館では、子どもが主体的に読書活動に取り組む機会となる図書委員会の活動が行われています。

児童館、市立図書館、公民館等では、子どもが読書に親しみをもち、図書の利用につなげる取組を行っています。平成29年度に開館した新しい市立図書館では、子どもの読書に関連した様々な展示やイベントが行われており、子どもが図書館を訪れ、本に出会うきっかけとなっています。

（課題）

地域の施設では、子どもの図書利用を促す取組を行っていますが、子どもが自由に過ごせる時間が少なく、地域のイベント等に参加しにくくなっている傾向が見られます。子どもの関心の高いテーマを取り入れた催しを工夫する必要があります。

◎施策の方向性

- A 本を読み活用する力を育てる
(具体例 図鑑や科学絵本を楽しむ機会を増やす、調べる学習、読書感想文・感想画、おすすめ図書など)
- B 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する
(具体例 朝読、家読、子ども同士で本を紹介しあう取組など)
- C 図書館等への来館を促す
(具体例 図書館訪問(招待)、図書館での催事の開催、スタンプラリー、図書館便りの配布など)

◎評価指標 (「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

指標名	施策の方向性	現状(H30年度)	目標値(R6年度)	実施主体
朝読に取り組む学校の割合	B	100%	100%	小学校
月1回以上、家読に取り組む学校の割合	B	60%	100%	小学校
児童一人当たりの貸出冊数	C	102冊	106冊	小学校
7歳～12歳の子どもに対する貸出冊数	C	100,093冊	110,000冊	市立図書館
読書に関する催しの参加者数の合計	B、C	約350人	約430人	児童館、公民館等、市立図書館

◎発達段階をまたぐ指標 (統計値を当該時期に限定して取得できない場合)

調べる学習コンクールの出品点数	A	約540点※	約670点	小学校、中学校
子ども向け(第1～3期)の本の貸出冊数	C	p.10を参照		児童館
第1～4期の子どもに対する貸出冊数				公民館等

※現状値はH28～30年度の平均値

【市立図書館・市民学習センターで開催される小学生におすすめの催しの例】

- 「ストーリー・テリング」(毎月) ボランティアによる英語の読み聞かせや手遊び。
- 「ボードゲーム体験会」(年に数回) 初心者、経験者、様々な年代の参加者が共にゲームを楽しむ会。
- 「かがく実験教室」(毎月) 工作や実験を通して、かがくの不思議を体験しながら学ぶ講座。

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・子どもから大人への過渡期にあり、思春期特有の悩みを抱える子や、反抗期を迎える子もいます。
- ・読書傾向は、児童図書から一般図書へと、目まぐるしく移行していきます。学習のために図書館を利用することが増えます。幼い頃からの読書経験の積み重ねの有無によって、読書への関心の度合いや読む力の差が拡大する傾向にあります。偶然出会った一冊の本が、子どもの成長を促すきっかけとなることもあります。おすすめの本を紹介し合い、読書を通じて仲間をつくることができます。
- ・勉強や部活動に忙しく、読書の時間を確保することが難しくなります。

◎現状と課題

（現状）

すべての中学校で「朝読」の取組が行われ、貴重な読書の時間が確保されています。また、学習において図書を活用する機会が設けられ、調べ学習コンクールも実施されています。

市立図書館では、若者のために選んだ本を集めたコーナーを設け、読書のきっかけづくりに努めています。

一方で、子どもが、働きかけを受ける側ではなく、働きかけを行う側に立つ取組が行われています。中学校では図書委員が図書館業務を体験する取組が行われており、市立図書館では、職場体験学習の場として、中学生の受け入れを行っています。

（課題）

市立図書館等の地域の施設においては、10代の若者の利用が他の年代と比べて少ないことから、この時期の子どもを対象とした取組があまり実施されていません。若者が興味を持つ事業の開催に努めるほか、若者自らが得意なことを活かして、おすすめの本を紹介する等、情報発信を行う場を提供するといった取組が求められます。

◎施策の方向性

- A 本を読み活用する力を育てる
（具体例 調べ学習、読書感想文・感想画、おすすめ図書など）
- B 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する
（具体例 朝読、ビブリオバトルなど）
- C 働きかけを行う側に立つ機会をつくる
（具体例 図書館での職場体験、POPづくりなど）

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

指標名	施策の方向性	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	実施主体
週 1 回以上、朝読に取り組む学校の割合	B	100%	100%	中学校
ビブリオバトルの取組回数	B、C	—	実施	中学校
生徒一人当たりの貸出冊数	B	23 冊	26 冊	中学校
13～15 歳の子どもに対する貸出冊数	B	8,464 冊	9,000 冊	市立図書館
10 代の若者を対象とした催しの実施	C	年 1 回	年 2 回	市立図書館

◎**発達段階をまたぐ指標** （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

調べる学習コンクールの出品点数	A	p. 16 を参照	小学校、中学校
第 1～4 期の子どもに対する貸出冊数	B	p. 10 を参照	公民館等

【ビブリオバトル】

「人を通して本を知る、本を通して人を知る」をキャッチフレーズに、参加者が好きな本を紹介し合うゲームで、全国の学校や公共図書館等で、盛んに開催されています。活字文化推進会議が近年に開催した全国大会で、チャンプ本に選ばれた本は、以下のとおりです。

- 2016 年 中学校 『浜村渚の計算ノート』 青柳 碧人 著、講談社 刊
- 2016 年 高等学校 『ハリネズミの願い』 トーン・テレヘン 著、新潮社 刊
- 2017 年 中学校 『BUTTER』 柚木 麻子著、新潮社 刊
- 2017 年 高等学校 『横浜駅SF』 柞刈 湯葉 著、KADOKAWA 刊
- 2018 年 中学校 『昆虫はすごい』 丸山 宗利 著、光文社 刊
- 2018 年 高等学校 『最後のトリック』 深水 黎一郎 著、河出書房新社 刊

2019 年には、高等学校ビブリオバトルの石川県大会が、市立図書館で初開催され、小松市の高校生が優勝し、全国大会に出場しました。生徒が紹介した本は、『嫌われる勇気』（岸見一郎、古賀史健著、ダイヤモンド社 刊）です。

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・進学や就職といった進路を選択する時期を迎えます。大人からの情緒的な独立を果たそうとします。自分の考えをしっかりと持ち、表明する必要に迫られる時期です。
- ・読書は、子どもが広い社会を知る手掛かりとなり、将来を切り拓く糧となります。複雑な内容を読みこなす力が付き、読書の多様化と細分化が見られます。
- ・大人から行動を制限されることが少なくなり、行動範囲が広がります。多くの子どもが自分専用の情報端末機器を持つようになります。日々の暮らしの中で大人の助けを借りずに、自分の判断で情報を選び、読み取る力が試される場面に多く遭遇するようになります。

◎現状と課題

（現状）

高校では、POPの制作などの読書を通じた創造的な活動や、生徒が小さい子に読み聞かせをするといった、読書で得た知識・経験が他の場で活かされる取組が行われています。そして、そのノウハウが先輩から後輩へと引き継がれています。

市立図書館では、進学や就職に役立つ本をコーナーに集めて提供しています。また、10代の若者も参加できる図書ボランティアの活動を始めています。

（課題）

市立図書館では、この時期の子どもを対象とした取組があまり実施されていません。若者が参加したくなる催しを開くに留まらず、若者の参画を促し、実施を支援する関わり方が求められます。

◎施策の方向性

- A 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する
（具体例 Web情報を含む情報提供、電子書籍の活用など）
- B 働きかけを行う側に立つ機会をつくる
（具体例 子どもが年少者に読み聞かせる取組、POPづくり、ビブリオバトルなど）

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

指標名	施策の方向性	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	実施主体
月に1冊以上本を読んだ生徒の割合	A	31%	50%	高校
16～18歳の子どもに対する貸出冊数	A	約3,600冊	約4,200冊	市立図書館
ビブリオバトル大会の参加校数	A、B	—	10校	市立図書館
年少者への読み聞かせを行う生徒の人数	B	14人	15人	高校
高校生のボランティアの人数	B	0人	2人	市立図書館

【電子書籍】

電子書籍とは、パソコンやスマートフォンを使って読むことができる図書を指します。

市立図書館では、市内在住の利用登録者を対象に、インターネット上のサービスとして、電子書籍の貸し出しを行っています。インターネットに接続できる環境であれば、場所や時間を選ばずに借りられる利便性があり、現在、文学や実用書（語学、図鑑、パソコン、職業、趣味等）のコンテンツが、3,000種以上提供されています。

高校生の多くが専用のスマートフォンを所持している現状から、勉強や部活動等に忙しく、読書の時間を確保しにくい若者であっても、読書に取組みやすくなることが期待されます。

◎支援を要する状態と読書との関わり方

- ・発達段階に関わらず、特別な支援を要する状態として、主に2つのケースが想定されます。

1つ目は、身体に障がいがある場合です。例えば視覚に障がいのある子は、通常の本を読むのは難しく、車いす使用等の事情により外出が困難な子は、図書館等を利用する機会も少なくなると考えられます。また、最も身近な保護者が身体障がい者である場合も、その子どもは読書に関わる働きかけを受けにくい状況と言えます。

2つ目は、外国からの転入等の事情により、子ども自身や周囲の大人が、日本語を使う上で不自由な状態にある場合です。

また、事情があり、家庭などに引きこもりがちな子もいます。

- ・視覚に障がいのある子には、点字図書や音声資料などその状態に適した本があります。日本語を使うことが難しい子は、簡単な日本語が添えられた絵本や、母国語で書かれた本があれば読書を楽しめます。施設がバリアフリー仕様であれば、車いすに乗ったままでも支障なく入館できます。また、外出が困難で図書館等に来られない子は、本来受けられるはずの働きかけを受けにくい状況にあります。どのような状態であっても周囲の手助けにより、その子に相応しい本と出会えば、子どもは豊かな読書体験を持つことができます。

◎現状と課題

(現状)

地域の施設では、特別な支援が必要な子どもの利用に配慮しており、市立図書館では、点字の絵本や電子書籍等が所蔵、貸し出しされ、図書館を訪問した子どもたちが楽しく利用している様子が見られます。

また、市立図書館では、英語のおはなし会を行い、外国語を母語とする子どもが読書に親しむ機会の提供を行っています。

(課題)

市立図書館や学校図書館において、特別な支援が必要な子どもの自発的な利用がきわめて少ない状況です。今後は、そうした子どもが積極的に来館し、図書を利用したくなるような情報やサービスの提供が求められます。また、図書館への来館が困難な子どもには、来館しなくても図書を利用できる手段として、電子書籍の提供等が求められます。

◎施策の方向性

A 図書の利用を支援する

(具体例 外国語の本や視覚障がいに配慮した図書館資料のさらなる充実など)

B 子どもの本が利用できる施設の利用を促す

(具体例 英語のおはなし会の開催、支援を行う人材の育成、各種サービスの情報提供など)

◎**評価指標** 「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

指標名	施策の方向性	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	実施主体
外国語(バイリンガル)絵本の所蔵数	A	195冊	300冊	市立図書館
点字絵本の所蔵数	A	29冊	40冊	市立図書館
音読機能付きの子ども向け電子書籍の所蔵数	A	104点	120点	市立図書館
英語のおはなし会の実施回数	B	年18回	年20回	市立図書館
視覚障がい者等の円滑な図書館利用を支援する担当者数	B	—	2人	市立図書館
特別な支援が必要な子どもにとって利用しやすい図書館資料※を所蔵する学校の割合	B	100%	100%	小学校、中学校、高校

※ 外国語(バイリンガル)絵本、点字絵本、音声や映像で物語を楽しんだり、知識を得られる資料などをいう。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」や、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」において、市立図書館や学校図書館には、利用者の障がい(視覚、身体、知的障がい等)の有無に関わらず、等しく読書ができる環境を整えるために、果たすべき役割があることが示されています。障がいのある子どもの読書を支援する器具やサービスの一例として、以下のものがあります。

【リーディングトラッカー】

文章の特定の行に集中して読み進めることができる、視覚障がいや読字障がいのある人の読書を補助する器具です。障がいの状態によっては、スリット部分に薄い色を付けることで、読みやすさが向上する場合があります。市販されていますが、クリアファイル等で、簡単に自作できます。



【電子書籍】

市立図書館が提供している電子書籍の中には、絵本や昔話などの児童向けのコンテンツも多数あります。本文を音声で読み上げる機能が付いたものもあります。インターネットを介して、いつでも、どこからでも本を借りることができるため、来館が困難な利用者が本を借りる手助けとなることが期待されます。

(2) 子どもの本を利用できる市内の施設の環境の整備充実

① ハード面の充実

◎現状と課題

(現状)

地域の施設で、子どもが読書に親しむための設備等は、ほぼ充足されています。また子どもの本の所蔵数も特に不足はなく、市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境にあります。

学校図書館では、各小中学校の蔵書を一括して検索することができるようになりました。貸し借りする本は、市立図書館が運行する学校図書館連絡車によって、週1回配送されるため、学習等に使用する本の相互貸借がしやすくなりました。

大型の市立図書館が開館し、最新のICT技術を活かしたサービスの提供や、様々な機能を持つ部屋を活用した催しの開催が盛んに行われています。蔵書も豊富であるため、学校図書館や地域の施設の取組で、多くの児童図書が必要となった場合には、図書の団体貸出もできる環境にあります。

(課題)

市内の読書活動を牽引していく市立図書館の役割として、学校図書館を中心とした地域の施設への団体貸出の活発化や、多くの人の目に触れる館内での子どもの作品の展示会等への会場提供の推進が求められます。

◎施策の方向性

- A 市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境をつくる
(具体例 子どもの本の充実、読書のためのコーナーづくりなど)
- B 市立図書館の図書の充実を図る
(具体例 学校図書館支援図書の充実など)
- C 団体貸出、相互貸借の推進を図る
(具体例 配本サービス、学校図書館連絡車、横断検索システムの利活用など)
- D 市立図書館による地域の施設の活動を支援する
(具体例 展示会への会場提供、巡回展への作品提供など)

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

指標名	施策の方向性	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	実施主体
子どもの本の所蔵数合計	A	30,000 冊	32,000 冊	保育園等、子育て支援センター、児童館、公民館等
子どもの本の貸出冊数合計	A	20,000 冊	24,000 冊	
市立図書館の蔵書数	B	174,410 冊	248,000 冊	市立図書館
学校図書館支援図書の所蔵数	B	1,523 冊	1,800 冊	市立図書館
学校図書館連絡車による図書の運搬数	C	2,216 冊	2,400 冊	市立図書館
学校図書館への団体貸出数	C、D	739 冊	750 冊	市立図書館
地域の施設への団体貸出数	C、D	671 冊	700 冊	市立図書館
市民学習センターにおける子どもの作品展にかかる会場提供	D	年3回	年5回	市立図書館



【カレード 児童図書コーナー】

約5万冊の児童書を所蔵する。
野々市の風物を描いた筒形の昇降幕「パオ」に包まれた、おはなし会コーナーが印象的。

【カミーノ キッズスペース】

親子が靴をぬいで座り、読み聞かせを楽しめるスペース。本の貸し出しも行っている。



② 人的体制の整備

◎現状と課題

(現状)

小・中学校及び高校図書館にはすべて専任の学校司書が配置されており、市立図書館でも司書資格のあるスタッフが多く勤めています。学校図書館と市立図書館の司書が情報交換や自主研修を行う場として、司書連絡会が行われています。

市立図書館では、図書ボランティアを養成し、読み聞かせや図書整理等で活躍の場を提供しています。図書ボランティアには、市立図書館だけでなく、地域の他の施設でも活動している人も多くみられます。

学校等と地域の施設の連携事業の例として、高校生が市立図書館職員による読み聞かせの講座を受講し、その技能を活かして保育園児に読み聞かせを行う取組が行われています。

(課題)

図書ボランティアを活用するには、人材の育成、様々な関係者との調整等が必要となるが、そのノウハウの習得や職員体制において困難があり、市立図書館以外の地域の施設では、活用がなかなか進まない状況が見られます。市立図書館が率先して人材育成、活動の場の提供を行い、さらにボランティアへの団体貸出を行う等、活動への支援が求められます。

子どもの読書に関わる職員全体に、本計画の趣旨が浸透するよう、会議等の機会を捉えて、さらなる周知を行う必要があります。

◎施策の方向性

A 職員の能力の向上を図る

(具体例 司書連絡会、読書に関する研修への参加及び開催など)

B 連携事業を開催する

(具体例 市立図書館の展示物の貸出、子どもの作品の市立図書館への貸出、高校生が年少者に読み聞かせる取組など)

C 図書ボランティアの発掘・育成を行う

(具体例 図書ボランティア講座、図書ボランティアの活動受入れなど)

D 図書ボランティアの活動を支援する

(具体例 ボランティアへの優遇的な貸出、絵本の充実や紙芝居舞台等の貸出など)

◎**評価指標**（「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

指標名	施策の方向性	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	実施主体
司書連絡会の開催回数	A	年 12 回	年 12 回	市立図書館、小学校、中学校、高校、生涯学習課
子どもの読書に関する研修の開催回数	A	約 年 10 回	約 年 30 回	学校等、市立図書館
子どもの読書に関する研修に参加した職員数	A	約 年 220 人	約 年 350 人	学校等、市立図書館
子どもの読書に関する連携事業数	B	約 年 190 回	約 年 220 回	すべての施設
図書ボランティアの活動回数	C	年 43 回	年 50 回	公民館等
カレードサポーターの人数	C	81 人	90 人	市立図書館
ボランティアに対する絵本等の貸出冊数	D	311 冊	350 冊	市立図書館

【思いやり絵本読み聞かせ講師派遣事業】（県総務課人権推進室の所管事業）

幼少期からの人権感覚を育むため、保育園・幼稚園の行う思いやり絵本の読み聞かせに、県から講師が派遣される事業です。

本市でも、人権擁護委員が、学校や地域の施設等の要請に応じて訪問し、「読み聞かせとやさしい人権のお話し会」を実施する事業を行っています。思いやりの心やいじめをテーマにした絵本等を扱っており、市役所の人権擁護委員会の担当が申込み等の調整を行っています。

【絵本センターのつどい】（県健民運動推進本部主催事業）

玄関や廊下に保護者等が絵本を借りて家に持ち帰ることが出来る「文庫」を設置し、地域の核となって「絵本ホームライブラリー運動」の推進に尽力する保育園、幼稚園、児童館等を「絵本センター」と呼びます。現在、県内全ての保育園、幼稚園、児童館等は絵本センターになりました。絵本センターの担当者が、絵本作家の講演、わらべうたの実演、事例発表など、絵本についての研修を行う集まりが、毎年1回、県内各地で行われます。

（絵本ホームライブラリー運動とは）

県健民運動推進本部が、幼い時から書物に親しみ、豊かな心を育て、親子の対話の場を広げるために推進している運動です。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発

①保護者及び子どもの身近な大人への啓発

◎現状と課題

(現状)

出産前の保護者には、母子手帳とともに子どもの読書についての啓発冊子を配布し、7か月児相談ではブックスタートを行い、保護者に読書の大切さを伝えています。

保育園等では、保護者に向けておすすめの子どもの本を紹介しています。また、学びの場を設けるだけでなく、ボランティア活動に参加したり、子どもたちによる読書をテーマにした舞台発表等を保護者に見てもらったりすることによって、子どもの読書への関心を高める取組が増えつつあります。

市立図書館は、小学校を通じ「ののいち子ども読書の日」に関連して行われる子どもの読書に関するイベントの告知や、家読の実施に向けてのアドバイスを掲載した保護者向けのチラシを配布しています。

(課題)

保育園等において、人手やノウハウの不足といった取組を実施する側の事情に加え、保護者の多忙といった働きかけを受ける側の事情により、啓発の取組の実施が困難になっている状況が見られます。なるべく負担の少ない取組方法を工夫しつつ、子どもの読書が大切であることの認識を高めてもらうことが必要であり、その実施に向け、市立図書館による支援が求められます。

◎施策の方向性

A 保護者が子どもの読書に触れる機会をつくる

(具体例 保護者による図書整理活動、読書をテーマにした舞台制作の体験や舞台発表を保護者に見てもらう取組、保護者向けの学習会など)

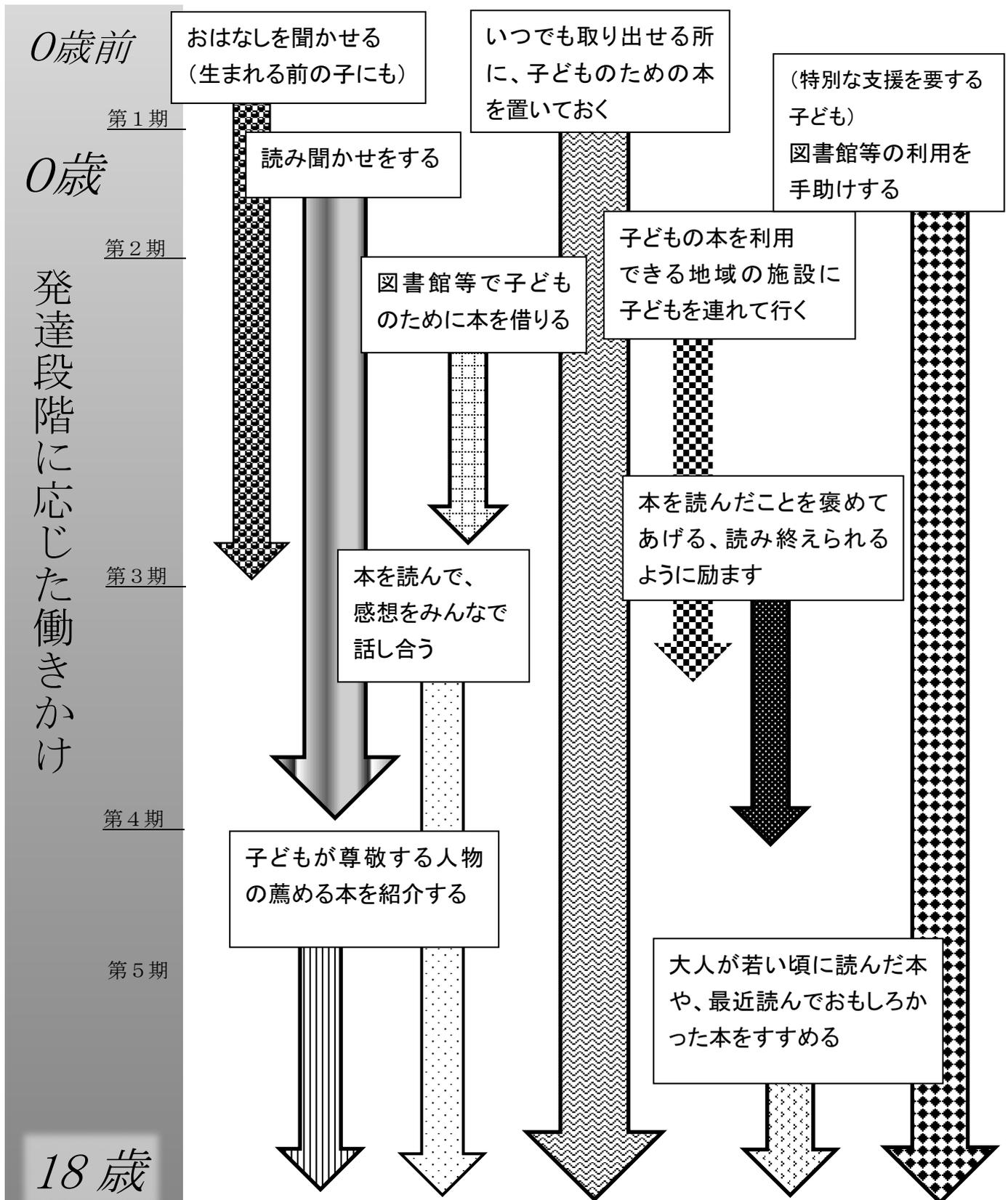
B 家庭での読書を推奨する

(具体例 おすすめの本を紹介したチラシの配布や展示など)

◎評価指標 (「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

指標名	施策の方向性	現状(H30年度)	目標値(R6年度)	実施主体
読書に関するボランティアへの保護者の参加者数	A	100人	150人	保育園等
おすすめの本のリストを配布する施設の割合	A、B	25%	40%	保育園等、市立図書館
おすすめの本を紹介する展示を行う園の割合	A、B	60%	80%	保育園等

②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発（行動指針）



子どもの発達段階には個人差があり、一つの目安を示したものです。子どもの読書活動推進には、周囲の大人の支えが重要ですが、特に保護者からの働きかけには大きな効果が期待できます。幼い頃から家庭の中で少しずつ本に親しむ機会を持ち、読書が習慣として身に付くよう働きかけることが大切です。

③計画の周知、広報

◎現状と課題

(現状)

広く市民に、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組「ののいち子ども読書の日」を、子どもの読書に関わるすべての施設で行っています。市立図書館では、チラシやホームページ、SNSを活用して、関連事業の告知を行っています。

市のホームページに、子ども読書活動推進計画及び評価結果を公開しています。また、市広報で、「ののいち子ども読書の日」の告知に合わせて、本計画の趣旨を親しみやすい言葉で表現した「ののいち子ども読書活動4か条」の周知を行っています。

(課題)

「ののいち子ども読書の日」は、子どもの読書活動を推進するだけでなく、子どもの周りの大人自身が読書に親しみ、模範を示すための取組でもあることから、大人向けの読書イベントや、大人がボランティアとして子どもの読書に関わる取組を行っていくことも求められます。

市立図書館以外の地域の施設や学校等からも、子どもの読書の大切さを発信していく必要があります、その効果的な方法を工夫し、市立図書館から各機関に伝えていくことが求められます。

ののいち子ども読書活動4か条

のびる子みんな大好き 読書の時間

のーテレビ のーネット 広がる家読家族

いのちと知をつなぐ 大人への読書

ちからを合わせて 楽しい図書ボランティア

◎施策の方向性

A 広く市民を対象としたPRを行う

(具体例 子ども読書活動推進計画の周知、一般市民を対象とした「子ども読書の日」取組の告知、啓発素材の提供など)

B 「ののいち子ども読書の日」を実施する

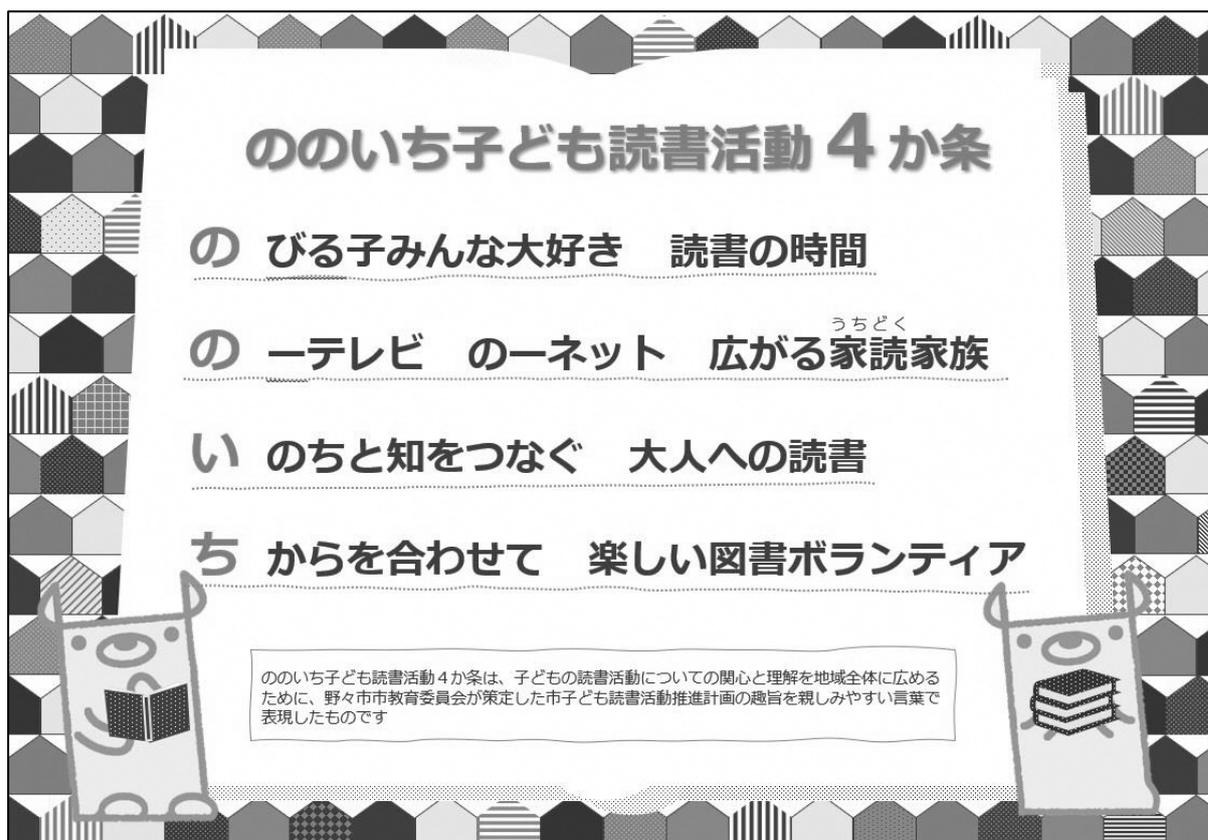
(具体例 読書に関する催事、啓発活動、その他読書に関する取組)

C 「ののいち子ども読書活動4か条」の活用を図る

(具体例 ポスター掲示、印刷物への刷り込みなど)

◎評価指標 「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

指標名	施策の方向性	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	実施主体
ホームページ、SNS、広報誌を活用した計画の周知	A	実施	実施	生涯学習課、市立図書館
ののいち子ども読書の日の取組を実施した施設の割合	B	89%	95%	すべての施設
ののいち子ども読書の日の取組のべ参加者数	B	3,409人	5,000人	すべての施設
ののいち子ども読書の日における大人のための催しの開催数	B	年1回	年2回	市立図書館
「ののいち子ども読書活動4か条」の掲示、お便り等への掲載を実施したのべ施設数	C	35施設	44施設	すべての施設



ののいち子ども読書活動4か条のポスター

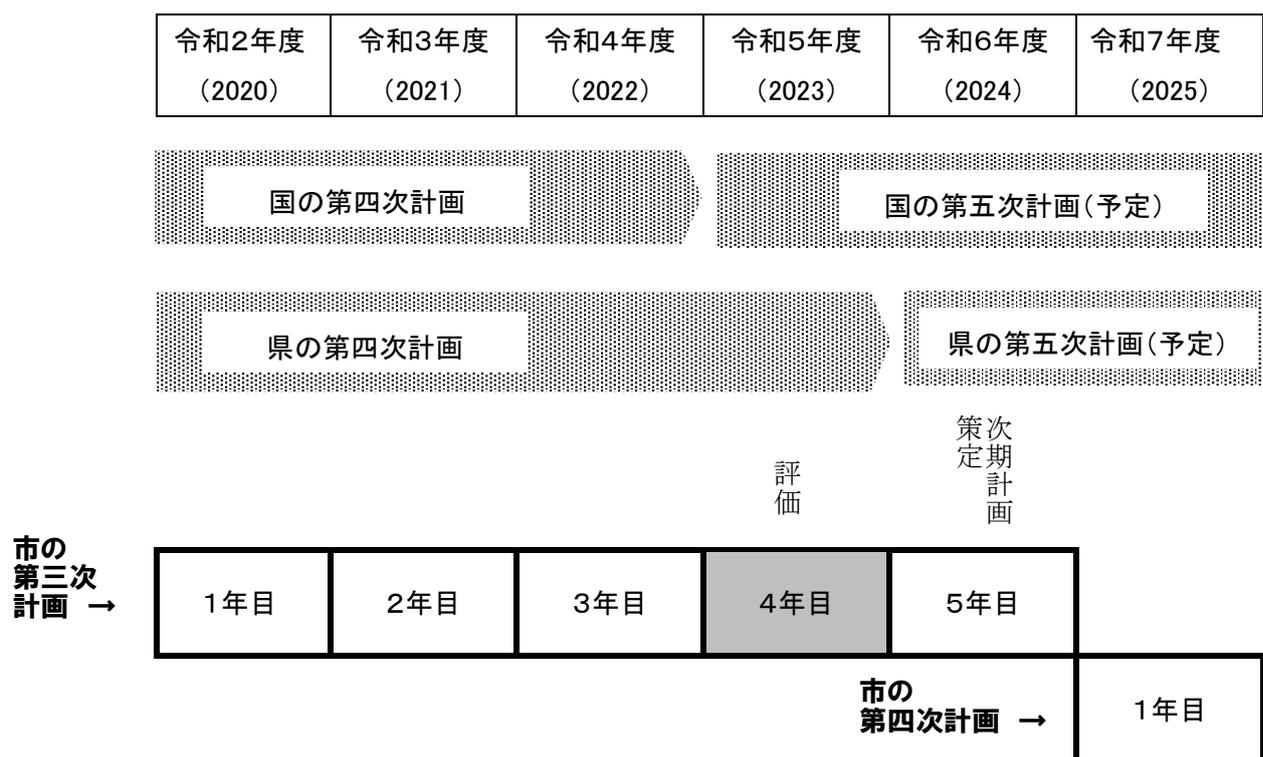
4 推進体制

(1) 市子ども読書活動推進連絡会

生涯学習課主管による市内の子どもの読書に関わる部署・機関・施設等の代表者で組織された市子ども読書活動推進連絡会を引き続き設置します。子どもの読書活動を効果的に推進するための諸事項について協議します。

(2) 点検と評価

市内の子どもの読書に関わる部署・機関の施策及び事業の充実に役立てるため、計画の進捗状況の点検を毎年行います。また、計画最終年次の前には、計画の評価を行い、次期計画にその結果を反映させます。計画の評価を行う際は、外部委員の意見を求めることとします。



《添付資料》

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子

どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

市子ども読書活動推進計画（第三次）策定の経過

実施時期（予定）	実施内容
令和元年 5月28日	第6回教育委員会 （第二次計画の評価結果及び第三次計画の概要報告） （市子ども読書活動推進計画策定委員会の委嘱）
令和元年 6月1日	教育長から策定委員会への諮問
令和元年 6月28日	第1回子ども読書活動推進計画策定委員会開催（概要説明）
令和元年 10月17日	市子ども読書活動推進連絡会開催（第三次計画策定についての意見聴取）
令和元年 11月26日	第2回子ども読書活動推進計画策定委員会開催 （計画案検討）
令和元年 1月21日	第3回市立図書館協議会（第三次計画策定についての意見聴取）
令和2年 1月30日	第3回子ども読書活動推進計画策定委員会開催 （計画案作成）
令和2年 2月13日	策定委員会から教育長へ答申の提出
令和2年 2月26日～ 3月23日	パブリックコメントの募集
令和2年 3月（予定）	教育委員会に報告
令和2年 4月以降 （予定）	公表

市子ども読書活動推進計画策定委員会

(任期1年 令和1.6.1～令和2.3.31 6人以内)

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
委 員	いけ だ ち か こ 池 田 千可子	元保育士
〃	かさ ま さとる 笠 間 悟	元高等学校教員
〃	さわ むら あき こ 澤 村 昭子	カレードサポーター
〃	なか むら てい こ 中 村 貞子	カレードサポーター
〃	まつ もと てつ ゆき 松 本 哲幸	元小学校教員
〃	よし だ あつ こ 吉 田 厚子	家庭教育サポーター

事務局

氏 名	備 考
ほり お 堀 尾 あづみ	市立図書館館長
まつ むら りゅう いち 松 村 隆 一	教育文化部生涯学習課長
やま ぎき きょう こ 山 崎 京 子	教育文化部生涯学習課長補佐